

障がい者を理由とした差別と思われる事例の募集について

障がい者を理由にして、差別を受けたと思われる事例、いやな思いをしたこと、障がい者が差別を受けていると思われる事例などがありましたら、お寄せください。

1 趣旨

平成23年7月に見直された障害者基本法において、「差別の禁止」が基本原則に掲げられ、障がいがあることを理由として、障がい者を差別してはならないことが定められました。また、日常生活や社会生活を送るうえで、不便を感じたり、困っている障がい者がいて、負担が大きすぎないときは、それらをなくすために必要で理由のある対応、いわゆる「合理的配慮」をしなければなりません。

障害者基本法に基づき、大阪府では、障がい者に関する取り組み内容を総合的に書いた「第4次大阪府障がい者計画」を平成24年3月に策定しました。「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を計画の基本的な考え方としており、障がい者に配慮した社会をめざし、障がい者への差別やかたよった考えのない社会にしていくため、「障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求」を基本原則にしています。

これを受けて、昨年度は、府民の皆さまに合理的配慮を行っていただく一助とするため、様々な場面で行われている障がい者に対する配慮や工夫の事例や、障がい者が「あったらいいな」と思う配慮や工夫の事例として「障がい者に対する配慮や工夫の事例」を募集しました。平成25年4月には、「大阪府における障がい者が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫の事例について」として取りまとめたところです。

本年6月には、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげるこ

とを目的として、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる「障害者差別解消法」が成立しました。「不当な差別的取扱い」として、障がいがあるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするようなことが禁止されています。また、合理的配慮を行わないことで、障がい者の権利利益が侵害される場合には、差別に当たります。

今後、府民の障がい理解の促進や障がい者を理由とした差別の解消をさらに推進するため、「何が差別に当たるのか」をわかりやすく示していくことが重要です。

そこで、そのような取組みを進めていく検討の基礎とするため、障がい者を理由とした差別と思われる事例を募集しますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。寄せられた事例は、整理のうえ、障がい理解のための今後の啓発にも活用したいと考えています。

2 募集対象

大阪府内のお住まいの方または所在する団体

3 募集期間

平成25年10月16日（水曜日）から12月24日（火曜日）まで

4 留意事項

① 募集にあたっては、あえて差別の定義をしておりません。ただし、「障がい者を理由とするもの」に限ります。

ただし、障がいとは関係なさそうでも、障がい者を理由とする差別だと応募者自身が思った事例であれば結構です。

② 事例の内容は、改善方法とあわせて、原則400字以内で、できる限り具体的に書きください。ただし、個人が特定される情報（住所、氏名

など)は書かずにいただいて結構です。

- ① お寄せいただいた事例への回答は行いませんのでご了承承願います。
- ② 言葉や内容がわからないときや、自分で書けない人は、家族などあなたをよく知っている人や、まわりの人に相談して、書いてください。

5 提出方法

応募用紙に記入のうえ、以下の送付先まで、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください。

〒540-8570 (専用郵便番号なので、住所の記入は不要です)

FAX 06-6942-7215

電子メール shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府 障がい福祉企画課 差別事例募集担当

6 問い合わせ先

大阪府福祉部 障がい福祉室障がい福祉企画課 差別事例募集担当

電話 06-6941-0351 (内線2464)